日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 1. 29

No.14-007

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

「労働者への悪影響を最小限にする」ための交渉が開始されるよう日本政府の保証を求める

国際労働機関（ILO）により、
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件
ILO 勧告の意義についてシリーズ５

勧告第 649-(c)

「当委員会は（企業が）企業再構築（リストラ）に際し、その再構築計画を検討するに当たっては、労働組合は労働者に与える負の影響を最小限に留めることに努める基本的役割を有していることからみて、労働組合と充分かつ率直なる協議を行うことを保証することの重要性を強調する。当委員会は、政府に対して、この原則を十分に尊重することを確保することを要望する。

行うべき協議は「労働者への悪影響を最小限にする」もの

本勧告の中で、最も根幹となるのがこの勧告です。

その内容は、簡明です。勧告は、これからの事態として、リストラ計画の労働者への悪影響を最小限にするよう、労働組合との十分かつ率直な協議を求めています。「悪影響を最小限にする」という内容には、当然、解雇撤回も含まれます。

その十分な労使協議の開催を日本政府が保証すべき

また、解雇の必要性、労働者の人員数、新規採用との関係、それら全てのことが対象とされて協議が開催されるべきことを、日本政府の責任で実施するよう要請しています。

まさに、これから解決交渉を開始するよう求めたもの

そのことで重要なことは、勧告が、英文で、政府に協議実現について「will」の単語を用いていることです。すなわち、ここでいう「悪影響を最小限にする」協議は、今までは別として、これから実現しなさいという要請です。また普通は、未来形としても、規範的意味を込めて「shall」が使われますが、それを「will」とすることにより、日本政府自身の自発的意思で実現を要請するということで、政府の立場をも十分に配慮する内容となっているということになります。

結論として指摘すると、このｃ項の勧告は、日航リストラの労働者への悪影響を最小限とするよう、労働組合と会社とが、まさに、解決交渉を開始するよう、日本政府に求めたものとなっているということです。

ILO は
「企業再生支援機構の不当労働行為」事件
裁判の報告を求める

勧告第 649-(d)

2011 年 8 月 3 日、東京都労働委員会により決定された（日本航空）企業再生機構に対する不当労働行為是正命令に対して、会社が 2011 年 9 月 1 日に東京地方裁判所に対し都労委命令を無効とするよう申し立てた結論を、当委員会は政府に対して情報提供することを要請する。

この項は「企業再生支援機構の不当労働行為」について、東京都労働委員会の救済命令を審査している東京地方裁判所の判決を情報提供するよう政府に求めています。

この事案は、労働組合のスト権投票に機構が介入したという、明白な不当労働行為事案です。この事案での判決を報告させることによって、日本の裁判所の検証も、ILO からなされることになります。

■2012 年 6 月 15 日の「第一次勧告」を受けての、牛久保秀樹弁護士による「日本政府に解決交渉の実現を要請　ILO 結社の自由委員会・ＩＬＯ理事会勧告の意義」を一部抜粋要約しています

（見出し・レイアウトなどは世話人による）

次号シリーズ 6 は

ILO 勧告の意義『まとめ』とも言える部分です

速報！日本航空パイロットを新規採用

参考：JAL 不当解雇撤回ニュース No.354

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より